令和８年１１月２７日

公　　告

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処白老弾薬支処
会計科長　木　村　拓　実

次のとおり一般競争入札を行います。

１　競争に付する事項

(1)　件名等

件名	規格	単位	数量
電線支障木伐採等役務	仕様書のとおり	ST	1

(2)　履行場所　陸上自衛隊　白老駐屯地

(3)　履行期限　令和９年３月３１日（水）

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　予算決算及び会計令（昭和２４年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　次のいずれかの資格を有するもの。

ア　全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付の資格を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者

イ　防衛省関係機関資格審査で「土木一式」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級を有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者

(3)　別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(4)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処白老弾薬支処に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

４　入札説明会等

(1)　入札説明会は実施しない。

(2)　現場確認を希望する者は陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処会計科と調整されたい。

５　競争入札執行の場所及び日時

(1)　日時　令和８年１２月１１日（金）１１時４０分～

(2)　場所　陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処　会議室

６　落札決定方法

総額により決定する。予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、同額の場合は抽選とする。

なお、当該応札価格が予決令第８５条の規定により契約内容に適合した履行がな

されないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、予決令第８６条の調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

7　保証金等に関する事項

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

8　入札の無効

(1)　第２項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
(2)　入札に関する条件に違反した入札
(3)　入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書
(4)　入札開始時刻に遅れたもの、又は郵送等による入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
(5)　電話、電報及びＦＡＸによる入札
(6)　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9　契約書等の作成

ア　全　般

落札決定後、関係法令等に基づき契約書等を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

イ　提　出

(ｱ)　提出期限

落札決定の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）１２第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。正しい、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる

(ｲ)　提出方法

白老弾薬支処会計科に持参又は郵送すること。

(ｳ)　様　式

陸上自衛隊標準契約書

10　その他

(1)　入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2)　期日前入札（不在入札）

以下の要領によることで、第５項に示す日時・場所に不在であっても入札に参加することができる。この場合、到着を確認した時点で応札したものとみなす。

ア　入札書の作成要領

入札書は、「電線支障木伐採等役務」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

イ　入札要領

(ｱ)　郵送又は託送の場合

a　上記アの入札書が入った小封筒と「２(3)に示す資格を証する書類の写し」を送付用の封筒等に入れ、郵送又は託送する。この際、配達の証明ができるようにする。

b　送付先

〒０５９－０９００　北海道白老郡白老町字白老７８２－１
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処　会計科

c　入札期限

令和８年１２月１０日（木）１７時００分（必着）

d　到着の確認

発送した後、会計科担当者に期日前入札（不在入札）による応札である旨を、下記(6)の問い合わせ先に必ず電話連絡すること。

(ｲ)　持込の場合

a　上記アの入札書が入った小封筒と「２(3)に示す資格を証する書類の写し」を陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処　会計科に持込する。

b　入札期限

令和８年１２月１１日（金）１０時３０分（必着）

(3)　再度入札

ア　期日前入札（不在入札）者がいない場合、直ちに実施する。

イ　期日前入札（不在入札）者がいる場合

(ｱ)　再度入札の実施日時

令和９年１２月１６日（水）１０時３０分

(ｲ)　不在入札による場合の入札期限

a　郵送又は託送

令和９年１２月１５日（火）１７時００分（必着）

b　持込の場合

令和８年１２月１６日（水）１０時００分（必着）

(ｳ)　その他の要領

初度の入札と同様

(4)　「２(2)に示す資格を証する書類」に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、期日前入札（不在入札）による入札の場合も同様とする。

(5)　代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

(6)　入札に関する問合わせ先

ア　仕様等に関する事項

〒０５９－０９００　北海道白老郡白老町字白老７８２－１
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処　総務科営繕班（担当：木村）
電話　０１４４－８２－２１０７（内線２２０）

イ　入札及び契約等に関する事項

〒０５９－０９００　北海道白老郡白老町字白老７８２－１
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処　会計科（担当：木村）
電話　０１４４－８２－２１０７（内線２８０）

(7)　公告掲示場所

北海道補給処ホームページ
http//www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html

(8)　公告掲示期間
令和８年１１月２７日～令和８年１２月１１日

別　紙

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

特　記　仕　様　書

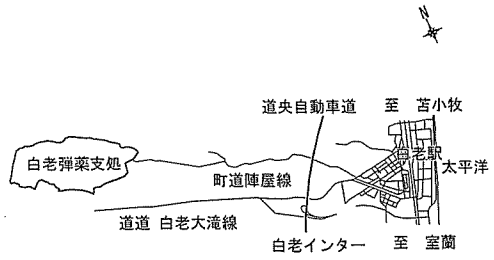
Ⅰ　役務件名：電線支障木伐採等役務

Ⅱ　役務場所：白老郡白老町字白老７８２－１　北海道補給処白老弾薬支処

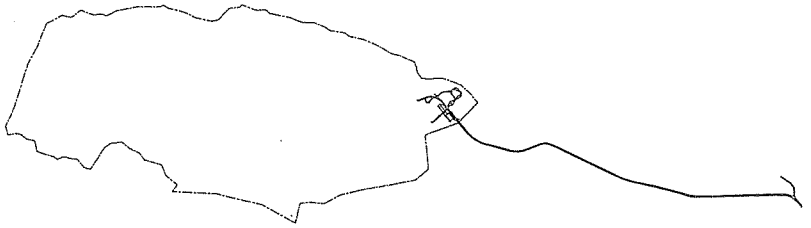
Ⅲ　役務概要：電線支障木等の伐採及び剪定　一式

章	項　目	内　容
一般共通事項	1　総　則	本仕様書及び図面は、北海道補給処白老弾薬支処において実施する「電線支障木伐採等役務」について必要な事項を規定する。
	2　施　工	本役務は、本仕様書及び図面によるほか、関係法令等に基づき施工する。
	3　疑　義	本仕様書及び図面に明記のない場合又は疑いが生じた場合にはすべて監督官と協議する。
	4　軽微な変更	現場の納まり状況により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と調整し、その指示により施工する。ただし、請負金額及び工期等の変更はしない。
	5　役務管理	(1)　本役務には、現場代理人を常駐等をさせ労務者の監督及び諸調整を密にする。 (2)　役務現場は常に諸材料その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (3)　危険性のある場所には危険表示等の処置を行う。 (4)　役務現場及び許可された場所以外への無断立入・写真撮影は厳禁とする。 (5)　その他、官側の規則等に従うこと。
	6　書類手続	本役務に必要な書類手続き等は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。
	7　役務写真	役務写真は、着手前・主要な段階・完成後・隠蔽箇所及びその他監督官の指示する箇所とし、デジタルカメラ等により撮影してアルバムを作成のうえ、監督官に提出する。
	8　作業時間	作業時間は原則、平日０８：３０～１７：００とする。ただし休日及び１７：００以降の作業が必要な場合は、官側から許可を得ることとする。
	9　電気・水道等	電気、水道は請負業者の負担において準備すること。
	10　発生材	伐採した樹木のうち湾曲していない末口１０cm以上の木（官側が指定するもの）は、枝を払い、長さ２．４m切り揃え「発生材調書」により官側に引き継ぐものとする。集積は担当官に時間調整後、指定場所に運搬集積する。 上記以外の樹木及び枝については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「白老町廃棄物の減量及び清掃に関する条例」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び建設工事における再生資源の活用について（防整技外第７４０５号。２８．４．１）により、請負業者の費用負担及び責任において適正に処理を行うこと。なお、当該処分が終了したときは速やかに確認できる書類を監督官へ提出すること。
	11　補　償	本役務において既存の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負業者の負担において修復する。
	12　完了検査	本役務後、設計図書に基づき請負業者が立会の上、官側が指定した日時に竣工検査を受けるものとする。
	13　技能等	請負業者は、関係法令に定めるところによる資格及び技能を有し、本役務を遂行できる能力を有すること。
	14　その他	(1)　本役務の施工に際し、安全管理等については特に注意する。 (2)　役務関係書類及び写真データの整理・作成については、情報流出に万全を期すためファイル交換ソフトをインストールしていないパソコンを使用する。

章	項　目	内　容
特記事項	1　伐採工	ア　下草刈りは、マルチャー等の重機アタッチメントを用い、路肩から約4mの範囲を除去すること。 イ　数量は、伐採木数量表及び剪定木数量表によるものとする。 ウ　構外電線路において、伐採する樹木は、可能な限り地表面に近い高さで切断する。 エ　構内電線路において、剪定する樹木は、高圧線と樹木の間に少なくとも2m以上の離隔を確保すること。 オ　高圧線に近接する樹木は電線事故防止のため、段階伐採による作業を実施すること。 カ　電線等に接触・接近する恐れがある場合は、感電を防止するため安全な離隔距離1.5m以上を確保し、絶縁用防具及び絶縁カバー等で防護する等の感電防止措置をすること キ　停電は連続しない合計6日とし、官側とよく調整を行い、計画すること。
	2　その他	構外道路は町道であるため、関係法令に従い道路使用許可等の申請を実施し、官側に報告すること。



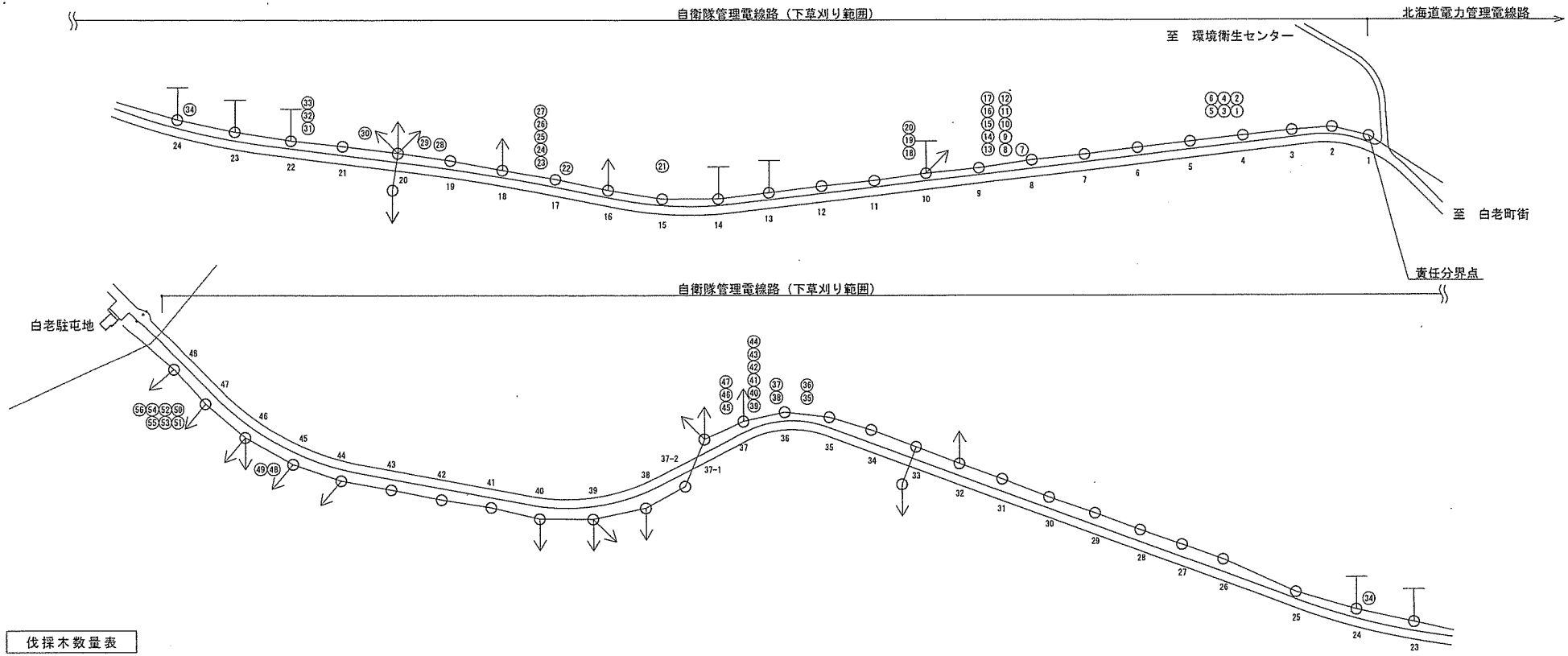
案内図 S=N.S



配置図 S=N.S

工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件　名	電線支障木伐採等役務					図番	1/4
図　名	特記仕様書・案内図・配置図					縮尺	図示
支処長	総務科長	営繕班長	施設管理専門官	企画管財主任	電気係長	設計	
塚本		木村	小泉	新田	鈴木	木村	
北海道補給処白老弾薬支処				令和８年１１月２６日			



伐採木数量表

エリア	連番	種別	幹周り（cm）	樹径（cm）	樹高（m）
構外電線路	1	広葉樹	48	15	10
	2	〃	70	22	11
	3	〃	107	34	11
	4	〃	30	10	11
	5	〃	29	9	11
	6	〃	85	27	11
	7	〃	102	33	11
	8	〃	101	32	12
	9	〃	52	17	12
	10	〃	119	38	12
	11	〃	62	20	12
	12	〃	102	33	12
	13	〃	175	56	14
	14	〃	72	23	14
	15	〃	63	20	10
	16	〃	137	44	16
	17	〃	131	42	14
	18	〃	116	37	16
	19	〃	186	50	15
	20	〃	165	53	14

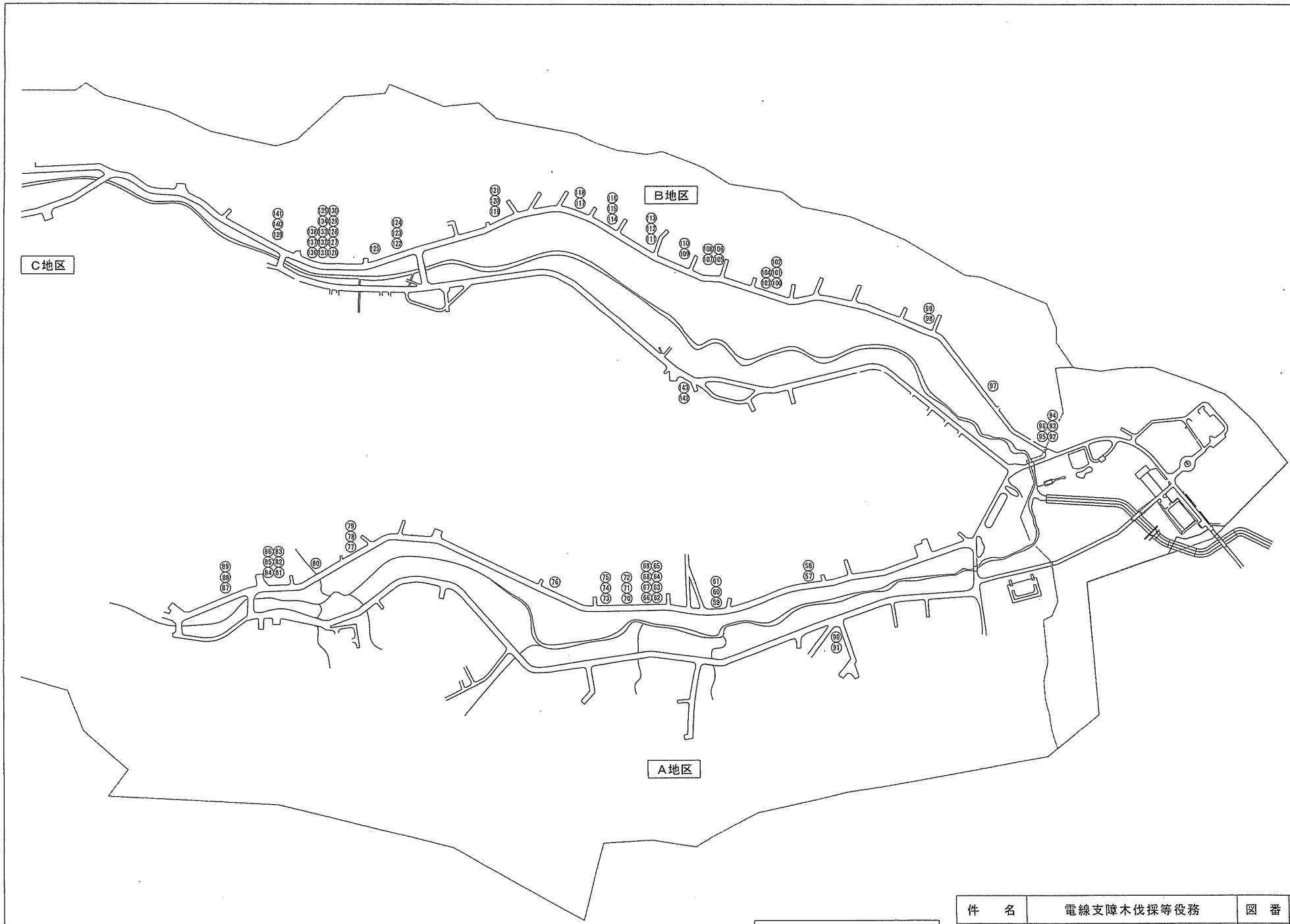
エリア	連番	種別	幹周り（cm）	樹径	樹高（m）
構外電線路	21	広葉樹	119	38	14
	22	〃	125	40	15
	23	〃	102	33	13
	24	〃	70	22	12
	25	〃	94	30	15
	26	〃	44	14	12
	27	〃	95	30	16
	28	〃	113	36	14
	29	〃	145	46	15
	30	〃	120	38	14
	31	〃	106	34	9
	32	〃	105	33	9
	33	〃	104	33	9
	34	〃	77	25	12
	35	〃	84	27	11
	36	〃	94	30	11
	37	〃	83	26	10
	38	〃	49	16	10
	39	〃	55	18	12
	40	〃	38	12	12

エリア	連番	種別	幹周り（cm）	樹径（cm）	樹高（m）
構外電線路	41	広葉樹	38	12	12
	42	〃	38	12	12
	43	〃	38	12	12
	44	〃	49	16	12
	45	〃	90	29	10
	46	〃	56	18	10
	47	〃	81	26	12
	48	〃	97	31	12
	49	〃	105	33	13
	50	〃	118	38	12
	51	〃	41	13	12
	52	〃	37	12	12
	53	〃	50	16	12
	54	〃	38	12	12
	55	〃	58	19	11
	56	〃	33	11	11

※下草刈りは、道路路肩から水平距離4mの範囲とし、雑木を含むものとする。4m（下草刈り幅）×2,300m（下草刈り長）＝9,200㎡
※下草刈りで、粉砕した下草はその場での堆積。搬出不能な伐採木はその場での集積。

工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	電線支障木伐採等役務	図番	2/4
図名	構外配置図・伐採木数量表	縮尺	1:4,000
北海道補給処白老弾薬支処		令和８年１１月２６日	



工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

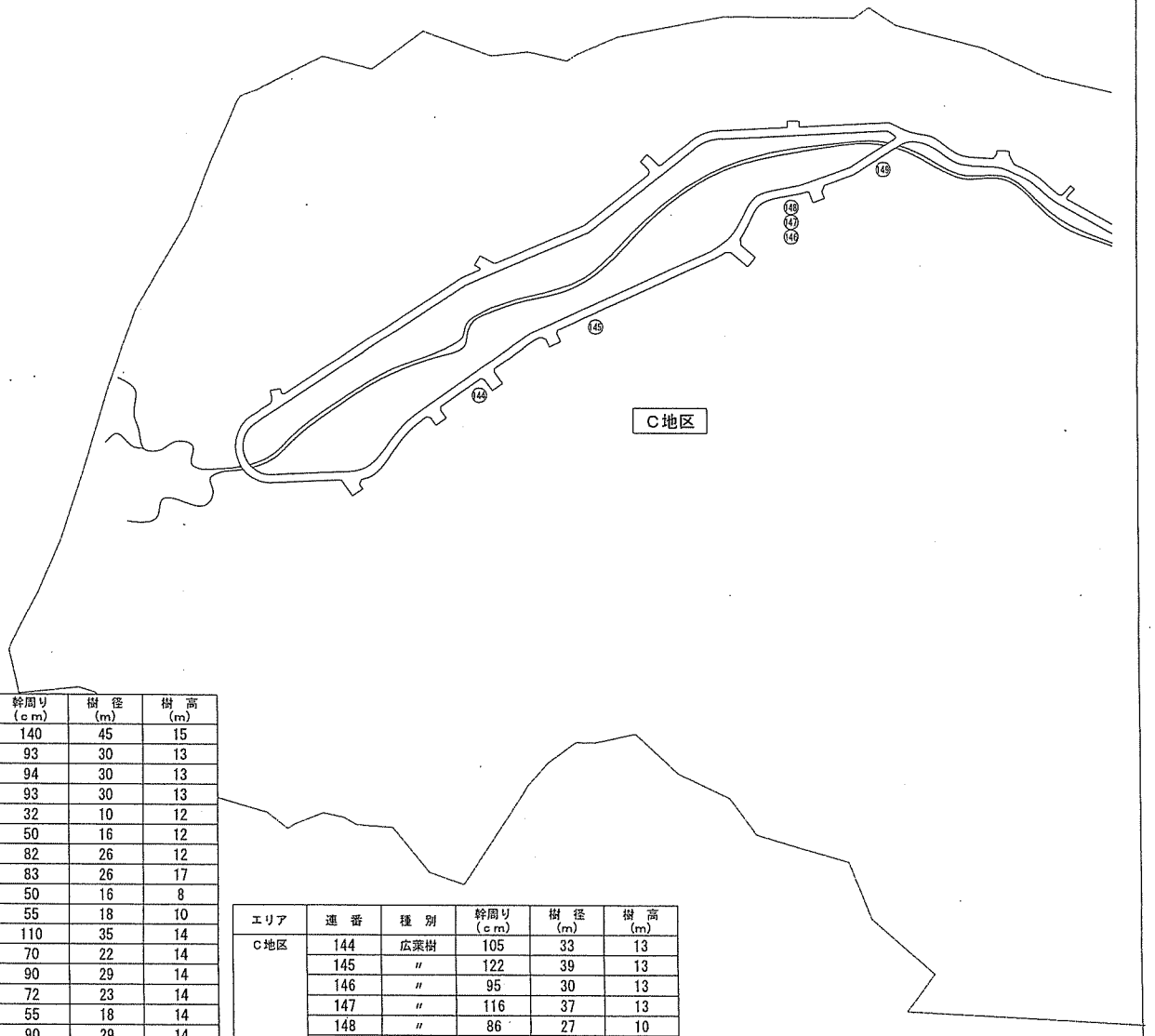
件　名	電線支障木伐採等役務	図　番	3/4
図　名	構内配置図１	縮　尺	1:6,000
北海道補給処白老弾薬支処		令和８年１１月26日	

剪定木数量表

エリア	連番	種別	幹周り(cm)	樹径(m)	樹高(m)
A地区	57	広葉樹	68	22	7
	58	〃	80	25	7
	59	〃	150	48	10
	60	〃	65	21	10
	61	〃	150	48	10
	62	〃	82	26	13
	63	〃	80	25	13
	64	〃	40	13	8
	65	〃	50	16	8
	66	〃	90	29	13
	67	〃	200	64	13
	68	〃	100	32	13
	69	〃	65	21	13
	70	〃	75	24	11
	71	〃	150	48	11
	72	〃	100	32	11
	73	〃	120	38	11
	74	〃	38	12	12
	75	〃	75	24	11
	76	〃	90	29	12
	77	〃	90	29	13
	78	〃	90	29	13
	79	〃	90	29	13
	80	〃	100	32	11
	81	〃	115	37	14
	82	〃	65	21	14
	83	〃	160	51	14
	84	〃	120	38	14
	85	〃	65	21	14
	86	〃	55	18	14
	87	〃	80	25	14
	88	〃	50	16	14
	89	〃	80	25	14
	90	〃	140	45	15
	91	〃	100	32	15

エリア	連番	種別	幹周り(cm)	樹径(m)	樹高(m)
B地区	92	広葉樹	150	48	16
	93	〃	120	38	16
	94	〃	150	48	16
	95	〃	90	29	16
	96	〃	75	24	10
	97	〃	230	73	20
	98	〃	110	35	11
	99	〃	130	41	11
	100	〃	60	19	10
	101	〃	90	29	10
	102	〃	100	32	10
	103	〃	100	32	10
	104	〃	120	38	10
	105	〃	130	41	13
	106	〃	80	25	13
	107	〃	80	25	13
	108	〃	140	45	13
	109	〃	82	26	11
	110	〃	78	25	11
	111	〃	123	39	15
	112	〃	152	48	15
	113	〃	127	40	15
	114	〃	96	31	14
	115	〃	95	30	14
	116	〃	103	33	14
	117	〃	115	37	15

エリア	連番	種別	幹周り(cm)	樹径(m)	樹高(m)
B地区	118	広葉樹	140	45	15
	119	〃	93	30	13
	120	〃	94	30	13
	121	〃	93	30	13
	122	〃	32	10	12
	123	〃	50	16	12
	124	〃	82	26	12
	125	〃	83	26	17
	126	〃	50	16	8
	127	〃	55	18	10
	128	〃	110	35	14
	129	〃	70	22	14
	130	〃	90	29	14
	131	〃	72	23	14
	132	〃	55	18	14
	133	〃	90	29	14
	134	〃	50	16	14
	135	〃	70	22	14
	136	〃	90	29	14
	137	〃	50	16	14
	138	〃	110	35	14
	139	〃	150	48	18
	140	〃	150	48	18
	141	〃	100	32	18
	142	〃	115	37	13
	143	〃	120	38	13



エリア	連番	種別	幹周り(cm)	樹径(m)	樹高(m)
C地区	144	広葉樹	105	33	13
	145	〃	122	39	13
	146	〃	95	30	13
	147	〃	116	37	13
	148	〃	86	27	10
	149	〃	85	27	11

※剪定した枝葉は細断して、指定場所まで運搬及び集積。
※剪定した幹材は、指定場所に運搬及び集積。

工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	電線支障木伐採等役務	図番	4/4
図名	構内配置図2・剪定木数量表	縮尺	1:6,000
北海道補給処白老弾薬支処		令和8年11月26日	